

# 沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R7） 仕様書

## 1 委託業務名

沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査（R7）

## 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

## 3 業務目的

沖縄県では、鉄軌道を骨格軸とし、鉄軌道と地域を結びながらまちづくりを一体的に進めるために有効な手段であるフィーダー交通（LRT、BRT、モノレール延伸、新たな交通システム等）との連携が、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図るうえで重要と考えている。

本業務は、骨格軸である鉄軌道と接続するフィーダー交通のうち、モノレール延伸、LRT、BRTについて、様々な視点から可能性調査を行うものであり、令和6年度に検討した内容について、調査の深度化を行うものである。（2カ年計画の2年目）

## 4 業務目的

### （1）モノレールの延伸可能性調査

モノレールは、鉄軌道との棲み分けによる効果的な整備のあり方（公共交通ネットワークの検討）を整理し、令和6年度業務で設定されたモノレール延伸案（普天間方面）を基本に、コスト縮減策の検討、まちづくりや需要喚起策、時間軸を踏まえた導入までの流れなど、令和6年度調査の深度化を行う。

#### ① モノレール延伸の位置づけ

沖縄振興計画等に基づく将来像や、総合交通体系基本計画等の上位計画、鉄軌道（C派生案：国道58号、330号ルート）との棲み分けによる効果的な整備のあり方（公共交通ネットワーク）について検討する。

#### ② 導入ルート等の精査

##### ア 導入ルート等の精査

令和6年度業務において設定された、ルート①：てだこ浦西駅～普天間方面、ルート②：古島駅～普天間方面について、終点位置、途中駅の設置位置や設置数等について検討する。この際、周辺道路状況や公共用地、土地利用状況、開発計画の動向等をもとに、結節点として必要な機能の確保（需要等から想定される結節点規模・必要な機能等）を考慮する。検討結果を踏まえて、モノレール延伸候補路線の起終点間の導入ルートを精査する。

##### イ コスト縮減策の検討

アで検討した導入ルート等について、様々な視点から、コスト縮減策について検討する。

#### ③ 導入効果等の検討

導入効果等の検討にあたり、追加便益の検討（混雑緩和効果、交通事故減少効果等の効果等）、需要喚起策の検討、まちづくりとの一体的な整備、沿線開発、駅周辺土地利用の高度化など、導入効果を高める取組みについても、感度的に確認する。

##### ア 概略需要予測

②を踏まえ、モノレール延伸の概略需要予測を行う。

##### 【予測条件】

- ・ 需要予測モデルは、現行の内閣府調査で構築されたモデルを適用
- ・ R5中南部都市圏PT調査におけるOD表を適用
- ・ 必要に応じて、需要喚起や最新の沿線開発などのまちづくり等も考慮

## イ 便益算定

概略需要予測結果をもとに、鉄軌道導入を前提とした場合及び鉄軌道導入がない場合について、モノレールの延伸整備に関わる便益を鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版、2025年3月一部変更）に基づき、算定する。

## ウ 整備効果等の検討

各ルート案について、沿線地域への効果・影響や沖縄鉄軌道への効果・影響を定量的・定性的に検討する。

## エ 事業性の検証

### a. 概算事業費の精査

- 令和6年度業務において算出した概算事業費をベースに、導入ルートの精査やコスト削減策の検討を踏まえて、精査を行う。

### b. 収支採算性の検討

- 収支採算性の前提条件として、整備・運営方式や都市モノレール等の支援制度等を踏まえ、整備手法の方向性について検討を行う。
- 上記を踏まえ、鉄軌道導入を前提とした場合及び鉄軌道導入がない場合について、フィーダー交通（モノレール延伸）候補路線の収支採算性を検討する。
- モノレール延伸区間及び沖縄都市モノレール全体の収支採算性について検討する。

### c. 事業性の検討

- これまでの検討結果を踏まえて、モノレール延伸の事業性を鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版、2025年3月一部変更）に基づき算定するとともに、その実現可能性について考察する。

## ④ モノレール延伸の方向性の整理

これまでの検討結果を踏まえて、モノレール延伸の実現に向けた課題と対応方針、時間軸を踏まえた導入までの流れなどについて整理する。

## (2) フィーダー交通の導入可能性の検討

令和6年度業務において抽出された導入の可能性のあるフィーダー交通候補を基本に、沖縄鉄軌道と接続するフィーダー交通を含む、各圏域の公共交通ネットワークのあり方について検討を行う。沖縄鉄軌道のルートは、「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書」（平成30年3月、沖縄県）におけるC派生案とし、国道58号ルート及び国道330号ルートそれぞれについてフィーダー交通の導入可能性を検討する。

また、フィーダー交通の導入にあたっては、既存の道路空間や道路交通への影響についても考える必要があることから、時間軸を踏まえた導入までの流れなどについても調査を行う。

### ① 導入ルート等の検討

フィーダー交通候補路線の結節点や導入ルート等について、令和6年度業務における検討結果を基本として、圏域ごとの公共交通ネットワーク案を検討する。検討にあたっては、令和6年度業務において選定された他の導入可能性のある路線を参考にしながら、各圏域に効果的なネットワークとなるように留意する。

なお、圏域ごとの公共交通ネットワークの検討にあたっては、令和6年度の候補路線とならなかった路線についても、検討の必要性がある場合は導入対象とすること。

フィーダー交通候補路線の起終点となる結節点について、フィーダー交通の機能、周辺道路状況や公共用地、開発計画の動向等をもとに、結節機能として必要な規模・機能の確保を考慮して、想定される位置を検討する。

併せて、フィーダー交通の機能や沿線土地利用状況等を踏まえて、概略的な結節点位置についても検討する。

## ② 導入ルート案の比較検討

### ア 概略需要予測

①で設定したルート案及び停留所位置等をもとに、フィーダー交通候補路線の概略需要予測を行う。

#### 【予測条件】

- ・ 現行の内閣府調査で構築された需要予測モデルの適用
- ・ R5 中南部都市圏 PT 調査における OD 表の適用
- ・ 必要に応じて、需要喚起や最新の沿線開発などのまちづくり等も考慮

### イ 便益算定

概略需要予測をもとに、フィーダー交通候補路線整備による便益を、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版、2025年3月一部変更）に基づき算定する。

### ウ 整備効果等の検討

各導入ルート案について、沿線地域への効果・影響や沖縄鉄軌道への効果・影響を定量的・定性的に検討する。

### エ 事業性の検証

#### a. 導入空間の検討

- ・ 令和6年度業務における検討結果を参考に、①で検討したフィーダー交通のルート案（ネットワーク案）について、導入空間の状況を主要区間ごとに検討する。
- ・ フィーダー交通候補路線の機能を確保するため、導入ルートとなる道路空間の拡幅が必要な場合について、道路幅員を想定して必要となる拡幅量を概略的に検討する。

#### b. 概算事業費の検討

- ・ 導入ルート案や導入空間等の検討結果をもとに、フィーダー交通候補路線の整備に要する概算事業費（工事費、用地費等）を算出する。

#### c. 収支採算性の検討

- ・ 収支採算性の前提条件として、整備・運営方式や想定されるシステム（LRT・BRT等）に関する支援制度等を踏まえ、整備手法の方向性について検討を行う。
- ・ 整備手法は、可能性を考慮して複数設定するとともにそれぞれの得失についても整理する。
- ・ 上記を踏まえ、フィーダー交通候補路線の収支採算性を検討する。

#### d. 事業性の検討

- ・ フィーダー交通候補路線の事業性について、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル（2012年改訂版、2025年3月一部変更）に基づき算定する。

## ③ 整備方針の検討

### ア 導入ルート等の整理

これまでの検討結果を踏まえて、各圏域におけるフィーダー交通候補路線の導入ルート（ネットワーク）、結節点及び停留所位置を設定する。

併せて、沿線地域における効率的な公共交通ネットワーク形成の観点から、フィーダー交通候補路線との競合や利用者への影響、整備までの時間軸を考慮し、地域ごとに、特性・課題等を整理する。

### イ 実現化方策等の検討

フィーダー交通候補路線について、導入システム及び導入空間の方向性、その他の留意事項について検討する。

この際、最新の道路整備計画等を踏まえて、フィーダー交通の機能を確保するため、道路の拡幅の必要性についても整理する。

また、令和6年度業務において選定されたフィーダー交通の導入可能性のある路線のうち、フィーダー交通候補路線以外の路線についても、実現に向けた対応の方向性を検討する。

## ウ ケーススタディ

フィーダー交通候補路線のうち、道路空間や道路交通への影響等を考慮し、時間軸を踏まえた導入までの流れをケースごとに検討する。

検討にあたっては、道路空間や道路交通への影響、まちづくりとの一体的な整備など、必要な取組みや関係者の関わり方等についても整理する。

なお、最新技術の活用や、先進事例等の動向も踏まえ整理すること。

## 5 本業務に係る提供資料

本業務を履行するために必要な関連報告書については、貸与するものとする。

## 6 進捗確認

- ・ 別業務『沖縄鉄軌道導入効果等検討業務（R7）』（以下、関連業務）と関係性が大きい  
ため、密に情報共有を行うこと。
- ・ 本業務を円滑に履行するため、関連業務も交え、月1回程度は打ち合わせ協議を実施  
する（WEBでも可）。打ち合わせの内容は打合せ簿を作成し、県の確認を得ること。
- ・ 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名  
及び役職等を報告すること。

## 7 成果品

- ・ 本業務の成果品は次のとおりとする。  
報告書：2部（A4版縦カラー）  
概要版：2部（A4版横で概要版、公表版を作成）  
電子データ：1部（CD-R又はDVD-R）  
その他担当職員から指示のあったもの

## 8 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。  
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委  
任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合  
は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。  
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の  
履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲及び承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県  
の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるとき  
は、この限りでない。

#### ○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力および集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 9 特記事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- (3) 本業務の成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。